

わかやまジビエ格付員認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度実施要綱（平成25年制定）に基づき認証を受けた処理業者がわかやまジビエ格付員を設置し、わかやまジビエ肉質等級制度に基づく格付けに取り組むことにより、ジビエの食肉としての高い品質を確保するとともに、品質に見合った等級と価格設定を行うなど流通・販売面での透明性を持たせることによる市場における信頼の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) わかやまジビエ 和歌山県内における野生のイノシシ及びシカのうち、狩猟で捕獲したもの及び狩猟以外の個体数調整のために捕獲又は捕獲後飼養（飼育）を行ったものの肉をいう。

(2) 認証処理施設 わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度実施要綱に基づき認証を受けた処理施設をいう。

(申請者の要件)

第3条 認定の申請を行うことのできる者は、和歌山県内に在住する認定格付員希望者であって、ジビエの取扱いについて1年以上の実務経験を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により認定を取り消され、その取りしの日から2年を経過しない者は、認定の申請をすることができないものとする。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする認定格付員希望者は、わかやまジビエ格付員認定申請書（別記第1号様式）に、関係書類を添えて正副2部を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請に係る審査は、次条第1項に掲げる方法により行うものとする。

(認定の審査)

第5条 知事は、次の各号に掲げる方法により審査を行う。

(1) 書類審査 申請書及び関係書類について、別表第1に定める認定基準（以下「認定基準」という。）に適合しているかどうかを審査することをいう。

(2) 適合審査 書類審査後に、県が実施するわかやまジビエ肉質等級制度講習会を受講し、わかやまジビエ肉質等級制度について一定の知識を得ているかを審査することをいう。

2 知事は、前項の審査の結果に基づき、認定の適否の決定を行う。

(報告等)

第6条 知事は、認定に係る審査を行うため、認定を申請した者の同意を得た上で、必要な報告を求め、関係書類を閲覧することができる。

2 知事は、審査において、認定を申請した者に対し、申請書類の内容等に関して技術上の助言を行うことができる。

(認定書の交付)

第7条 知事は、第5条第2項の規定により認定をしたときは、申請者に対し、わかやまジビエ格付員認定書（別記第2号様式。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

(認定書の再交付)

第8条 認定を受けた者（以下「認定格付員」という。）が、交付された認定

書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、認定書再交付申請書（別記第3号様式）に破損し、又は汚損した認定書を添えて、速やかに知事に認定書の再交付を申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請を行った認定格付員に対し、認定書を再交付するものとする。

3 前項の規定により再交付を受けた認定格付員は、亡失した認定書を発見したときは、認定書返納届出書（別記第4号様式）に当該認定書を添え、速やかに知事に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第9条 知事は、認定格付員が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すものとする。

(1) 提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき。

(2) 認定格付員が行う格付けが、わかやまジビエ肉質等級制度の格付基準に適合しないと認め、相当の期間を定めて改善を求めても改善されないとき。

(3) その他知事が認定を取り消すことが適当と認めたとき。

2 前項の規定により認定の取消しを決定したときは、当該認定格付員に対し、認定取消通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

3 認定格付員は第1項の規定により認定を取り消されたときは、認定書返納届出書（別記第4号様式）に認定書を添え、速やかに知事に届け出なければならない。

（認定の辞退等）

第10条 認定格付員は、自ら認定を辞退しようとする場合は、認定辞退届出書（別記第6号様式）に認定書を添え、速やかに知事に届け出なければならない。

2 認定の申請を行った認定格付員希望者が認定を受ける前に認定の申請を取り下げるときは、認定申請取下げ申出書（別記第7号様式）により、速やかに知事に申し出なければならない。

（定期監査）

第11条 知事は、認証処理施設において、わかやまジビエ肉質等級制度に基づく格付けが確実に実施されていることを確認するため、別表第2の实地審査表に基づき、年1回以上認定格付員から必要な報告を求め、関係書類等について立入調査を実施するものとする。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、認定格付員が行う格付けがわかやまジビエ肉質等級制度の格付基準に適合しないと認めたときは、認定格付員に対して、その改善を指示するものとする。

（認定格付員の公表）

第12条 知事は、認定格付員の氏名を公表するものとする。

（標準的事務処理期間）

第13条 知事は、この要綱に基づく申請及び届出があった場合、次に掲げる期間内に当該申請等に対する処分を行うよう努めるものとする。

(1) 第4条の規定による認定の申請 90日

(2) 第8条の規定による認定書の再交付 20日

2 上記の期間には次に掲げる期間は含まないものとする。

(1) 当該申請を補正するために要する期間

(2) 申請者が当該申請の内容を変更するために要する期間

(3) 申請者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

(4) 県が申請を受付後、わかやまジビエ肉質等級制度講習会を開催するまでの期間

（関係機関との協議及び調整）

第14条 この要綱に基づく認定事務の実施に当たっては、関係機関と十分協議し、調整を図るものとする。

(その他)

第15条 その他認定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

- 別表第1 認定基準
- 別表第2 実地審査表

別記様式

- 第1号 わかやまジビエ格付員認定申請書
- 第2号 わかやまジビエ格付員認定書
- 第3号 認定書再交付申請書
- 第4号 認定書返納届出書
- 第5号 認定取消通知書
- 第6号 認定辞退届出書
- 第7号 認定申請取下げ申出書